

胆振東部国有林の 地域別の森林計画書

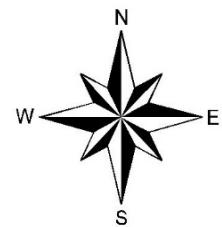
(胆振東部森林計画区)

計画期間 自 令和 8年 4月 1日
至 令和 18年 3月 31日

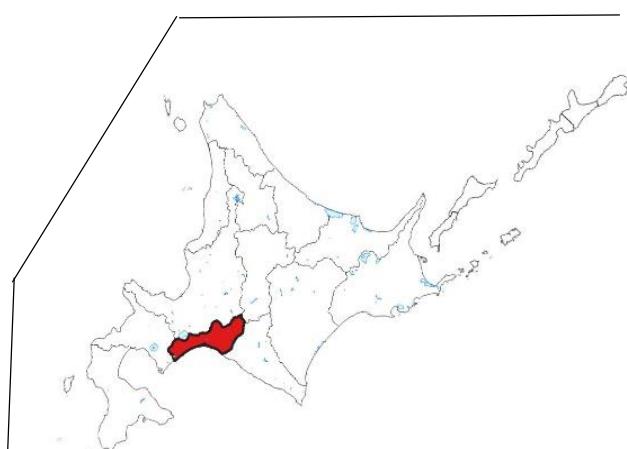
樹立年月日：令和 7年 12月 23日

北海道森林管理局

胆振東部森林計画区の位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
森 林 計 画 区 界	
森 林 管 理 署	
市 町 村 界	



は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、胆振東部森林
計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整
備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	-----	1
(1) 位置		
(2) 自然的背景		
(3) 社会経済的背景		
(4) 森林・林業・木材産業の概況		
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	-----	2
(1) 伐採立木材積		
(2) 人工造林・天然更新別面積		
(3) 間伐面積		
(4) 林道の開設又は拡張の数量		
(5) 保安林の整備		
(6) 治山事業		
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	-----	4

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	-----	5
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項		
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	-----	5
(1) 森林の整備及び保全の目標		
(2) 森林の整備及び保全の基本方針		
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等		
2 その他必要な事項	-----	8
(1) 取水施設の上流域等の保全		
(2) 希少な野生生物が生息する森林の取扱い		
(3) 認証森林の整備		
第3 森林の整備に関する事項		
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	-----	9
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法		
(2) 立木の標準伐期齢		
(3) その他必要な事項		
2 造林に関する事項	-----	10
(1) 人工造林に関する事項		
(2) 天然更新に関する事項		
(3) その他必要な事項		

3 間伐及び保育に関する事項	-----	12
(1) 間伐の標準的な方法		
(2) 保育の標準的な方法		
(3) その他必要な事項		
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	-----	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法		
(2) その他必要な事項		
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	-----	16
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方		
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方		
(3) 林産物の搬出方法等		
(4) その他必要な事項		
6 森林施業の合理化に関する事項	-----	18
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針		
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針		
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針		
(4) その他必要な事項		

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項	-----	18
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区		
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法		
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項		
(4) その他必要な事項		
2 保安施設に関する事項	-----	19
(1) 保安林の整備に関する方針		
(2) 保安施設地区の指定に関する方針		
(3) 治山事業の実施に関する方針		
3 鳥獣害の防止に関する事項	-----	19
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法		
4 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	-----	20
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針		

- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積	-----	2 1
2 間伐面積	-----	2 1
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	-----	2 1
4 林道の開設又は拡張に関する計画	-----	2 1
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	-----	2 1
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等		
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		
(3) 実施すべき治山事業の数量		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	-----	2 2
(1) 制限林の所在及び面積		
(2) 保安林の区域内の森林		
(3) 自然公園特別地域内における森林		
(4) 史跡名勝天然記念物における森林		
(5) 鳥獣保護区域内における森林		
(6) その他制限林		
(7) その他		
2 その他必要な事項	-----	2 5

III 別 表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	-----	1
別表 2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	---	3
別表 3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林		
	及びその搬出方法	---
		4
別表 4 鳥獣害防止森林区域	-----	5
別表 5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	-----	6
別表 6 治山事業の数量	-----	7
別表 7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	-----	8

IV 林道開設計画図

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道の中央よりやや南西部の海沿いに位置し、胆振総合振興局管内の中央部から東部の地域で構成されている。

北部は石狩空知森林計画区に、西部は後志胆振森林計画区に、東部は日高森林計画区にそれぞれ接しており、南部は太平洋に面している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区の北西部には樽前山(1,041m)やオロフレ山(1,231m)が、北東部には夕張山地が連なり、中央部には勇払平野が広がっている。樽前山麓には緩やかな地形の森林が広がるが、夕張山地近辺は急峻で地質の脆い山岳地となっている。

河川は、樽前山麓を水源とする勇払川や、白老岳(968m)を水源とする白老川、上川南部森林計画区から流れる鶴川等が太平洋に注いでいる。

イ 地質及び土壤

(ア) 地質 第三紀から第四紀の火山活動の影響により、各種の噴出岩類が発達している。

河川沿いや海岸地帯の平坦部は第四紀に、その他の地域は第三紀に区分され、鶴川上流には蛇紋岩、かんらん岩が分布している。

(イ) 土壤 樽前山をはじめ風不死岳・恵庭岳及び有珠山からの火山性噴出物が広く分布するとともに、東部には頁岩や砂岩が分布している。

ウ 気候

全般的に臨海性で、一部には海霧の発生や冷涼な地域を含むが、比較的温暖な気候となっている。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

1市4町（国有林は1市2町に所在）

イ 人口

約206千人（令和2年国勢調査）

ウ 産業

(ア) 農業 冬温暖、夏冷涼な気候を活かして多種多様な農業が展開されている。西部では野菜、畑作物、メロン、花き、肉用牛等が生産され、東部では水稻が中心作物となっている。また、軽種馬の生産も盛んである。

(イ) 水産業 太平洋沿岸西部地域における、スケトウダラ刺網、サケ定置網、ホッキ貝漁業等の沿岸漁業が中心となっている。

(ウ) 工業 道内有数の工業都市・港湾都市である苫小牧市を中心に、石油精製、紙・パルプ、鉄鋼、自動車部品等の業種が主体を占めている。

大規模な事業所が多く集積されている。

(工) 観光業 都市圏から近く、温泉、渓谷、豊かな森林景観など豊富な観光資源に恵まれており、支笏洞爺国立公園等に指定されていることから、登山や森林散策、キャンプ等のレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

加えて、アイヌの歴史・文化を学び伝えるナショナルセンターとして「民族共生象徴空間（ウポポイ）」が白老町に設置されており、国内外から多くの観光客が訪れている。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

(ア) 森林面積 計画区 162 千 ha (計画区土地面積の約 69%)
国有林 62 千 ha (計画区森林面積の約 38%)

(イ) 森林蓄積 計画区 22,258 千m³
国有林 8,226 千m³
(国有林の ha 当たり蓄積 132 m³ (全道平均 158 m³))

(ウ) 人工林率 計画区 33% (全道平均 27%)
国有林 36%

注) (ア) ~ (ウ) は令和5年度北海道林業統計による。

イ 産業別就業人口総数における林業の状況

本計画区の就業者総数は 92,941 人、このうち第1次産業が 5,159 人で 6%、第2次産業が 22,604 人で 24%、第3次産業が 62,117 人で 67% となっている。

第1次産業の内訳は農業が 4,420 人、林業が 323 人である。

就業人口に占める第1次産業就業率は、全道平均の 7% に対し、6% と低くなっている。また、第1次産業に占める林業の就業人口は、全道平均の 4% に対し、6% と高い。

注) 産業別就業人口総数には、分類不能の人数を含む。

注) 令和2年国勢調査結果 (総務省統計局)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積の主伐については、大雨の影響で林道が通行不可となったことから、実行数量が計画を下回った。間伐については、おおむね計画数量を確保した。

人工造林及び天然更新面積については、主伐実施箇所は減ったが、風倒被害地の植栽に集中的に取り組んだことから、実行数量が計画を大きく上回った。

間伐面積については、材積と異なり、実行数量が計画を下回った。これは、大雨の影響で林道が通行不可となったこと及び森林調査簿における蓄積量が過小状態であったためと考えられ、今後、森林調査簿の精緻化が課題となっている。

林道の開設については、森林整備事業の実施箇所及び実施時期を勘案しつつ、状況の変化に応じて弾力的に路網整備を図るために広範な箇所を現計画へ計上した。その上で各事業の進捗状況を踏まえ、必要な箇所から実行した結果、実行数量が計画を大きく下回った。その一方で、拡張については、大雨の後に点検した結果、拡張が必要と判断された箇所が多く発生したことから、実行数量が計画を上回った。

保安林の整備については、計画・実行ともに該当がなかった。

治山事業について、防災・減災対策を弾力的に実施できるよう広範な箇所を計画へ計上した上で、各箇所の緊急度と施工可能性及び自然復旧の状況を踏まえて事業を実行した結果、渓間工及び山腹工ともに実行数量が計画を大きく下回った。また、現地の状況を精査して実施した結果、植栽工については実行数量が計画を上回った。

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	伐採立木材積								
	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	98	251	349	74	206	280	76%	82%	80%
針葉樹	89	212	301	59	179	238	66%	84%	79%
広葉樹	9	39	48	15	27	41	167%	69%	85%

注1) 四捨五入の関係で、総数は必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ。)

注2) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (R3～R7 年度) である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
487	1,083	222%	330	826	250%	157	257	164%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (R3～R7 年度) である。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha

計画		実行		実行歩合	
5,467		3,984		73%	

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (R3～R7 年度) である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

区分	開設延長 (km)			拡張箇所数 (箇所)		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	6	2	35%	4	7	175%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分 (R3～R7 年度) である。

(5) 保安林の整備

該当なし

(6) 治山事業

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪間工(箇所)	12	3	25%
山腹工(箇所)	3	-	0%
植栽工(ha)	63	92	146%
本数調整伐(ha)	-	-	-

注1) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(R3~R7年度)である。

注2) 実行の「0」表記は、1未満の値、「-」表示は未着手のものである。

注3) 植栽工の実行数値は、人工造林・天然更新別面積の内数である。

また本数調整伐の実行数値は、間伐面積の計画及び実行の内数である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造造成すべき段階にある。

一方で近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることから、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。

本計画では、このような考え方方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

計画の策定に当たっては、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりに取り組むこととする。また、この計画に即し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積		単位 面積 : ha
市 町 村 別 内 訳	区分	面 積
	総 数	62, 136. 88
	苫小牧市	19, 473. 02
	白老町	22, 660. 79
	厚真町	—
	安平町	—
むかわ町	20, 003. 07	

注) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。なお、本計画区内には公有林野等官行造林地は存在しない。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

上記の「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を把握した上で、多様な森林の計画的な整備及び保全を推進する。

具体的には、育成单層林については、自然的及び社会的な条件が有利な箇所を中心に適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な森林の育成に努める。

また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林においては、その保存に努める。

さらに、地質の脆弱な火山性地形の分布等の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

なお、機能ごとの森林整備及び保全の目標を以下に定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からな

り、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

（2）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、流域を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に發揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、社会情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、流域治水とも連動した国土強靭化対策を推進する。加えて、衛星画像等のリモートセンシングの利用を推進するとともに、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図る。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求めら

れる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成单層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	21,119	18,915
	育成複層林	10,561	12,773
	天然生林	27,028	27,020
	森林蓄積(m ³ /ha)	162	186

注) 育成单層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 取水施設の上流域等の保全

取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所の伐採については、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壤が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね50m以上（水辺からおおむね片側25m以上）の保護樹帯を設置する。

(2) 希少な野生生物が生息する森林の取扱い

ア クマタカ、クマゲラ等の希少な野生鳥類

希少な野生鳥類の生息する森林の取扱いについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）や別途定める各種生息森林の取扱方針に基づき、生息環境の整備、保全や施業上の配慮に努める。

イ その他の希少な野生生物

このほかの希少な野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）に基づき定められている国内希少野生動植物種）についても、その生育・生息の把握に努める。

その生育・生息が確認された場合には、有識者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

(3) 認証森林の整備

本森林計画区では、平成24年にむかわ町が北海道と連携して森林認証を取得したことを受け、平成25年度には国有林が認証を取得している。

地域の関係者と連携しつつ、計画に基づく各種事業の実行により、認証森林の基準に即して施業を進めていく。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第2の1「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

また、施業の実施に当たっては、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の巣巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。加えて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、人工林においては、林内に生育している天然木の配置状況等森林の現況を考慮し、様々な林種・樹種・林齢からなる森林へ誘導・維持する整備を推進する。

このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連續することがないよう、伐採跡地間には、周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。その際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ目標林型に応じた適切な伐採及び更新の方法を定めて実施する。特に天然更新を活用する場合には、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性等に配慮するとともに「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

なお、水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、森林の諸機能の維持、生物多様性の保全等のため、必要がある場合には、保護樹帯を設置する。

ア 皆伐

皆伐は、林地生産力が高く、傾斜が緩やかで林道からの距離が近いなど引き続き効率的な施業が可能な箇所で実施する。その際には、公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。皆伐については、標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢に達しているものを対象とする。

イ 抜伐

抜伐は、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

複層伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

(2) 立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラマツ、グイマツ	30
	スギ	50
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

(3) その他必要な事項

伐採箇所の選定や事業の実施に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮して行うものとし、流木の発生及び土砂の流出に起因する被害を最小化するべく、必要な措置を講ずる。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壤等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新による。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林による。

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壤等の自然条

件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定する。

また、育成複層林施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案する。また、天然力を積極的に活用するとともに、エリートツリー等の成長の優れた樹木の導入やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

(ア) 地拵え

地拵えの方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況や大型機械の有効活用等も検討の上、現地に適合した方法を採用する。

(イ) 植付け

植付けは、極力乾燥を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

(ウ) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、過去の森林被害、周囲の人工林の生育状況、施業体系、地位等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、将来的な成林を前提として可能な限り低密度とする。

検討に当たっては、多様な森林への誘導、造林作業の効率的で低コストな森林整備の推進等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況、地拵えの仕様等に応じて次表を目安に検討する。

なお、保安林の指定施業要件の植栽指定のある場合は、その制限を遵守する。

樹種	植栽本数(本数/ha)
トドマツ	1,500～2,500
アカエゾマツ、エゾマツ	1,500～2,500
カラマツ、グイマツ	1,500～2,500
その他針葉樹	1,500～3,000
クロマツ(海岸林)	10,000
広葉樹	2,000～4,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安しつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

(エ) その他人工造林の標準的な方法

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行う。なお、人工下種は、自然条件等により天然更新が期待できない箇所で、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

（2）天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、現地の状況に応じて地表処理等の更新補助作業も検討し、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

また、更新状況を確認し、更新が完了できないと判断される場合は、人為により更新を図る。

（ア）刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

（イ）地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行うなど確実に更新を図る。

（ウ）植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

また、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

なお、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

（3）その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意する。

3 間伐及び保育に関する事項

（1）間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうつ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうつ閉するよう行う。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

なお、森林の状況に応じて、施業の省力化・効率化を図る。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2回	3回		
トドマツ	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)	11齢級 (51~55年)	初回、2回目は原則列状間伐とし、3回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8齢級 (36~40年)	11齢級 (51~55年)	14齢級 (66~70年)		
カラマツ、グイマツ	4齢級 (16~20年)	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)		
スギ	5齢級 (21~25年)	7齢級 (31~35年)	9齢級 (41~45年)		
その他針葉樹	6齢級 (26~30年)	8齢級 (36~40年)	10齢級 (46~50年)		
広葉樹	6齢級 (26~30年)	9齢級 (41~45年)	—		

注1) 低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

注2) 列状間伐には残存列内での単木間伐を含むものとする。

注3) 初回、2回目は原則列状間伐とするが、列状間伐によることが不適当と認められる林分や列状間伐によらなくても効率的に作業が実施できる林分等については、一部またはすべてで単木間伐を行うこともある。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐、鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、更新の完了後、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、局地的な気象条件、目的樹種の成長を阻害する草本植物等の繁茂の状況、地形、植栽方法等を勘案し、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

なお、目的樹種には、植栽木のみならず、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用な天然更新木も含める。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業種別	樹種	保育作業の年次別計画															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	カラマツ	◀			▶												
	トドマツ																
	エゾマツ	◀			▶												
	アカエゾマツ																
つる切・除伐	カラマツ					◀							▶				
	トドマツ																
	エゾマツ								◀								▶
	アカエゾマツ																

表中の◀→は標準的な実施年の範囲を示している。

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

注2) 下刈については、地柄方法の違いによる植生の回復状況や植栽樹種の特性を踏まえるなど可能な限り回数の削減をする。

注3) つる切・除伐の実施回数については、通常1回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

(ア) 下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行う。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、成林に支障がないと判断された時期とする。

(イ) つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行う。

(ウ) 除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために、森林の状況に応じて適時適切に行う。

また、目的樹種以外であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

(エ) 除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第1回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(才) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

イ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し、表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

ウ 路網の有無にかかわらず、林分のうつ閉を理由に、下層植生の減退等により、水源の涵養機能の低下を招くおそれがある森林については、間伐や除伐を実施する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

（ア）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

（イ）土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

（2）その他必要な事項

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮する。

○ 基幹路網の現状

単位 延長 : km

区分	路線数	延長
基幹路網	126	543
うち林業専用道	18	25

注) 「基幹路網」は林道及び林業専用道が該当する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 m /ha

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注) < >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壤等の条件に応じた適切な方法により行う。

(具体的な取扱いは「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)による。)

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

〔指定の基準〕

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壤等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林道規程等に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注や経営の安定強化のための指導により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資する。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給、森林資源の保続状況、流通及び加工施設の状況、合法伐採木材の流通促進並びに関連する行政施策の目標等を勘案して、林産物を安定的に供給し得る体制の整備を推進していく。

(4) その他必要な事項

木質バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスター等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たしていく。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 別表2のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 別表3のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状況、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの森林作業道等の設置は、極力避ける。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工する。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、制度を厳正に運用する。

（4）その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壤緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

（1）保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

（2）保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について指定する。

（3）治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。このほか、現地の実情に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う災流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

（1）鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表4のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を効果的に推進する。

(ア)影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努める。

また、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等にも積極的に取り組む。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟における安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

特に、ナラ枯れ被害については、北海道内で初めて確認され、拡大しているところである。そのため、本計画区においては、ナラ枯れ被害が今後発見された場合は、関係機関が連携して被害木を早期発見するために巡回活動を行うよう取り組むこととする。

さらに、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3 (1) アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3 (1) イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡回、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発を図る。

また、春先の乾燥時期には巡回を強化するほか、一般入林者に対する普及啓発を講じる。

(4) その他必要な事項

利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡回を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡回や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、上記の取組に加え、立入防止対策や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	786	689	97	329	292	37	457	397	60
うち前半5年分	384	333	51	148	132	17	236	201	35

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	8,368
うち前半5年分	4,137

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	1,477	192
うち前半5年分	588	52

4 林道の開設又は拡張に関する計画

別表5に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考	
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	61,508	61,508	
水源涵養のための保安林	58,215	58,215	
災害防備のための保安林	3,274	3,274	
保健、風致の保存のための保安林	19	19	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
該当なし。

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量
別表 6 に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の所在及び面積
別表 7 に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林において定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の 3 区分とする。

① 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は 10m 未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が 0.05ha を超えないもの）

③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

(イ) 1 箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20m 以上にわたり帯状に残存させるものとする。

(エ) 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

(オ) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が 10 分の 3 を超えるときは 10 分の 3 とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については 10 分の 4 とする。)

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね 5 年後において、その森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

- (ア) 伐採跡地への植栽は、満 1 年生以上の苗を、おおむね 1 h a 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。
- (イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則 2 年以内に行う。
- (ウ) 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽する。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	<p>ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木抲伐法を行うことができる。</p> <p>イ 単木抲伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 抲伐率は現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>ア 第二種特別地域内の森林の施業は、抲伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。</p> <p>イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木抲伐法によるものとする。</p> <p>ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>エ 投伐率は、用材林において現在蓄積の30%以内とする。</p> <p>オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。</p> <p>キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
史跡名勝天然記念物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け38林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区分	制限内容
鳥獣保護区 特別 保護地区	ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては採伐。 イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 ウ その他の森林にあっては伐採種を定めない。 エ 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

これら制限林が重複した場合の施業方法は、いずれの制限も遵守する。

2 その他必要な事項

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

III 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		62,136.68	
市町村別内訳	苫小牧市	19,472.82	※ II-第3-4-(1)-イ-(ア)のとおり。
	白老町	22,660.79	
	むかわ町	20,003.07	

2 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		8,221.29	
市町村別内訳	苫小牧市	1,463.25	※ II-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	白老町	3,241.39	
	むかわ町	3,516.65	

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法
総 数		62. 94	
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	—	※ II-第3-4-(1)- イ-(イ)のとおり。
	白老町	—	
	むかわ町	2193	
		62. 94	

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の区域	面 積	施業方法	
総 数		5, 762. 11		
市 町 村 別 内 訳	苫小牧市	233, 294~296, 1146, 1147, 1187, 1205, 1211, 1309~ 1328, 1334, 1335, 1339, 1340, 1348, 1349, 1352, 1381, 1389~1391, 1394, 1443~1445, 1492, 1501, 3183	2, 352. 30	※ II-第3-4-(1)- イ-(イ)のとおり。
	白老町	1~3, 14~16, 31~33, 36~39, 47~49, 52, 93, 96, 97, 100~109, 111, 115, 116, 138, 176, 177, 189, 297~299	3, 330. 84	
	むかわ町	2012, 2114, 2141	78. 97	

別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積 : ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
総 数		61,448.91		
苫小牧市	224~296, 1146~1501	19,081.86	地形、地質、土壤等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	水かん
白老町	1~143, 146~223, 297~299	22,447.03		水かん, 土流, その他
むかわ町	2001~2190, 2192	19,920.02		水かん, 土流, 土崩, その他

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、

「その他」は砂防指定地である。

注2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

区分		森林の所在	面 積	単位 面積 : ha
総 数			278.12	
市 町 村 別 内 訳	白老町	6, 54, 87, 95, 99, 112, 113, 123, 130~132, 147~149, 153~155, 168, 174	155.93	搬出する場合は、原則として架線集材によることとする。
	むかわ町	2017, 2075, 2078, 2101, 2109	122.19	

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表4 鳥獣害防止森林区域

単位 面積 : ha

区分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総数			61,523.90
市町村別内訳	苫小牧市	エゾシカ 1,1146~1501, 3183, 3186 1~3, 60~223 2001~2190, 2192, 2193	19,473.02
	白老町		22,047.81
	むかわ町		20,003.07

別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : km、面積 : ha

種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域 面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考		
自動車道 (基幹)	林業専用道	むかわ町	チンオマナイ	4.3	771	○				
	小計		1 路線	4.3	771					
	基幹 計			1 路線	4.3	771				
自動車道 (管理)	林業専用道	苫小牧市	勇振第2	2.1	85	○				
	小計		1 路線	2.1	85					
	林業専用道	むかわ町	シュツタ17号	2.1	139					
	小計		1 路線	2.1	139					
管理 計			2 路線	4.2	224					
合 計			3 路線	8.5	995					

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長 : m

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	箇所数	備考 (拡張の内容)
自動車道 (管理)	むかわ町	トサノ沢	60	1	落石防止網工
	小計		60	1	
管理 計			60	1	
合 計			60	1	

別表6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
苫小牧市	289, 292, 293, 1216～1220, 1244～1247, 1258, 1261, 1333～1339, 1341～1342, 1344, 1348～1353	5	渓間工	
白老町	18, 19, 26	2	渓間工、山腹工	
むかわ町	2006～2009, 2046	3	渓間工、山腹工	
合計		10		

別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

種類		森林の所在		面積	施業方法		備考
		市町村	区域		伐採方法	その他	
保安林	水源 かん養	苫小牧市	224~296, 1146~1501	19,073.69			※保安林の指定施業要件の範囲内とする。
		白老町	1~33, 36~39, 42~50, 52~55, 57~143, 146~223, 297~299	21,489.04			
		むかわ町	2001~2005, 2020~2093, 2095, 2099~2107, 2109~2146, 2148~2190	17,652.64			
		小計		58,215.37			
	土砂流 出防備	苫小牧市	34, 35, 40, 41, 51, 55, 56	913.39			
		むかわ町	2006~2019, 2094, 2096~2098, 2108, 2147	2,115.65			
		小計		3,029.04			
	土砂崩 壊防備	むかわ町	2192	9.88			
		小計		9.88			
	防風	苫小牧市	3183	173.08			
		むかわ町	2193	61.84			
		小計		234.92			
保健	苫小牧市	294~296, 1309, 1312~1315, 1317, 1318, 1501, 3183	(1,346.63)	(1,909.42)	(562.79)	(1,909.42)	※保安林の指定施業要件の範囲内とする。
			18.64				
		白老町	1,297~299				
	小計		(1,909.42)				
計			18.64				
砂防指定地	白老町	23, 55, 56, 60, 70, 79, 87, 88, 93, 116	(18.88)	(18.88)	択伐、禁伐	61,507.85	
計			21.34	21.34			

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園	特別保護地区	苫小牧市	294, 295, 1309, 1312~1315, 1501	(105. 10)		支笏洞爺国立公園 ※ II-第6-1-(3)の表による。
		小計		(105. 10)		
	第一種特別地域	苫小牧市	294, 295, 1309, 1312~1315, 1501	(1, 085. 80) 2. 95		
		白老町	1189	(350. 43) 4. 14		
		小計		(1, 436. 23) 7. 09		
	第二種特別地域	苫小牧市	1309~1318	(241. 71) 13. 32		
		白老町	33, 36~39, 47~49, 52, 93, 96, 97, 100~109, 111, 115, 116, 138	(1, 189. 74) 18. 26		
		小計		(1, 431. 45) 31. 58		
	第三種特別地域	苫小牧市	1319~1328	(365. 41) 13. 09		※ II-第6-1-(5)の表のとおり。
		白老町	14~16, 31~33, 36~39, 47~50, 52, 53, 57, 58, 95, 96, 98, 104~106, 110, 112, 113	(2, 903. 24) 19. 57		
		小計		(3, 268. 65) 32. 66		
計				(6, 241. 43) 71. 33		
鳥獣保護区特別保護地区	むかわ町	2012		(61. 08)		
計				(61. 08)		

注) ()書の数値は重複制限林で外数である。

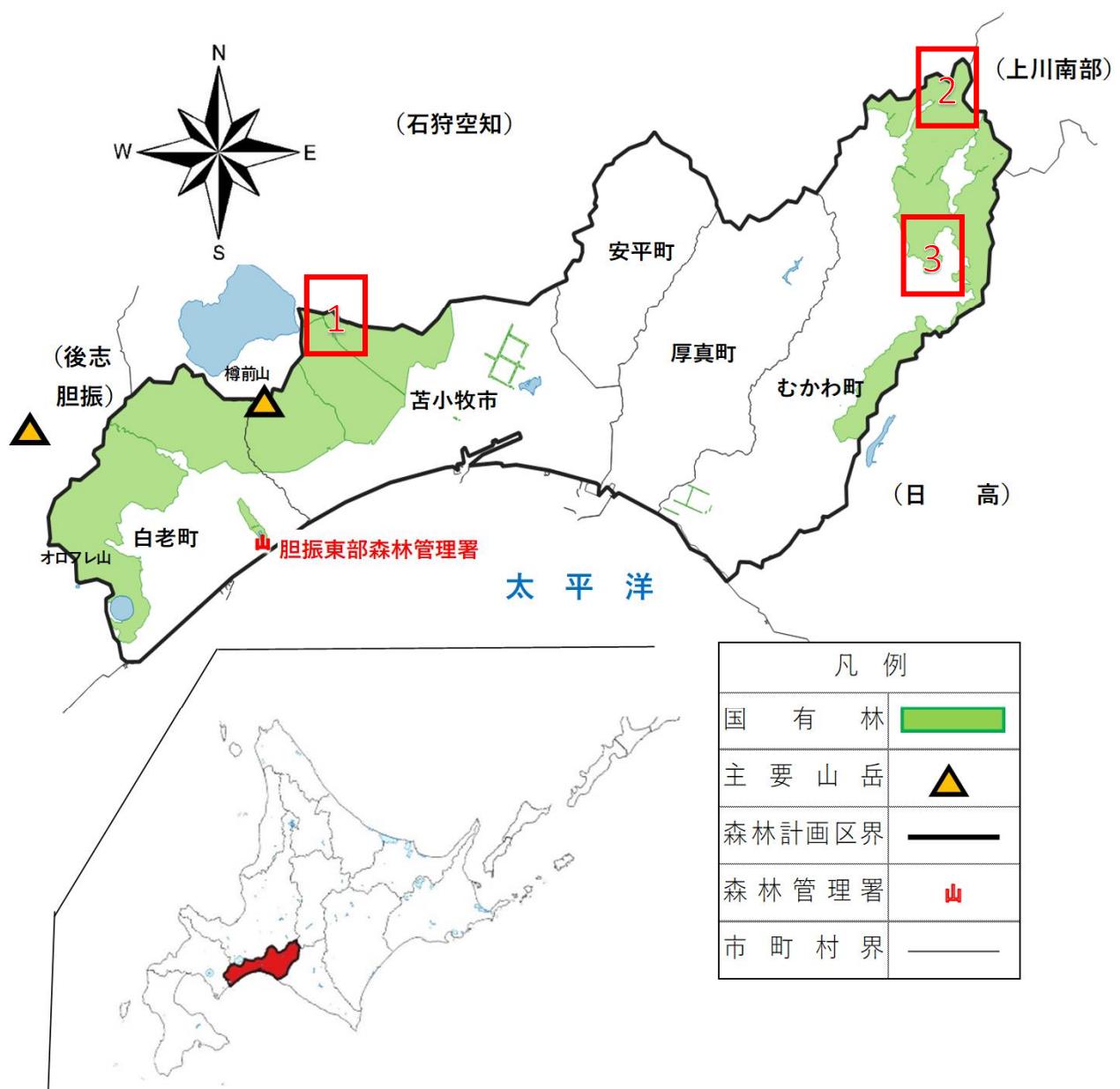
IV 林道開設計画図

開設林道路線一覧表

森林計画区	森林管理(支)署	市町村	図面番号	路線番号	路 線 名	代表林班	延長(km)
胆振東部	胆振東部	苫小牧市	1	1	勇振第2	1217	2.1
		むかわ町	2	2	チンオマナイ	2094	4.3
			3	3	シュッタ17号	2127	2.1
※1 四捨五入の関係から、延長計は必ずしも縦計と一致しない				胆振東部森林計画区計			8.5

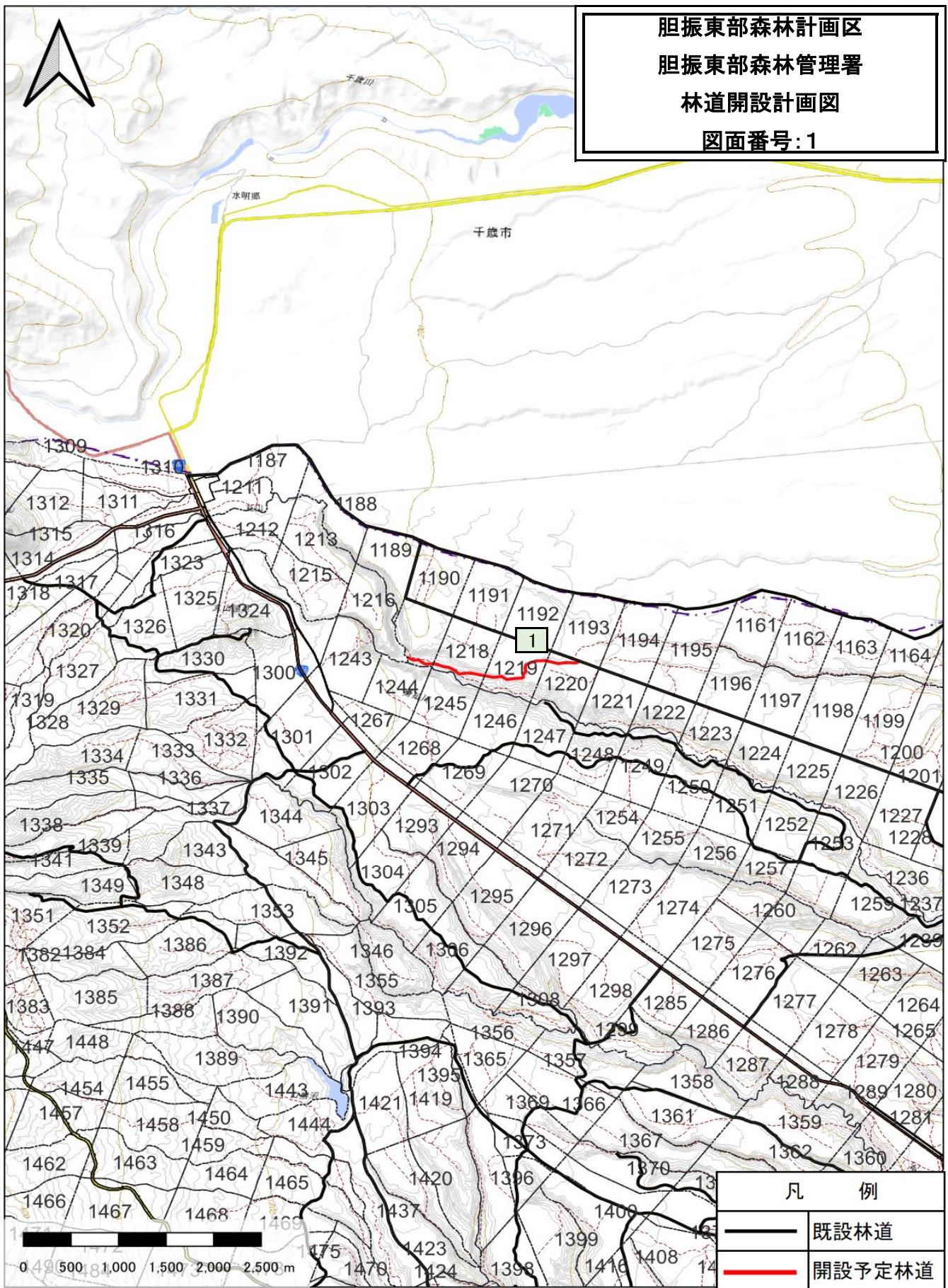
※2 図面上で開設林道路線は赤い線で表記

胆振東部森林計画区の位置図

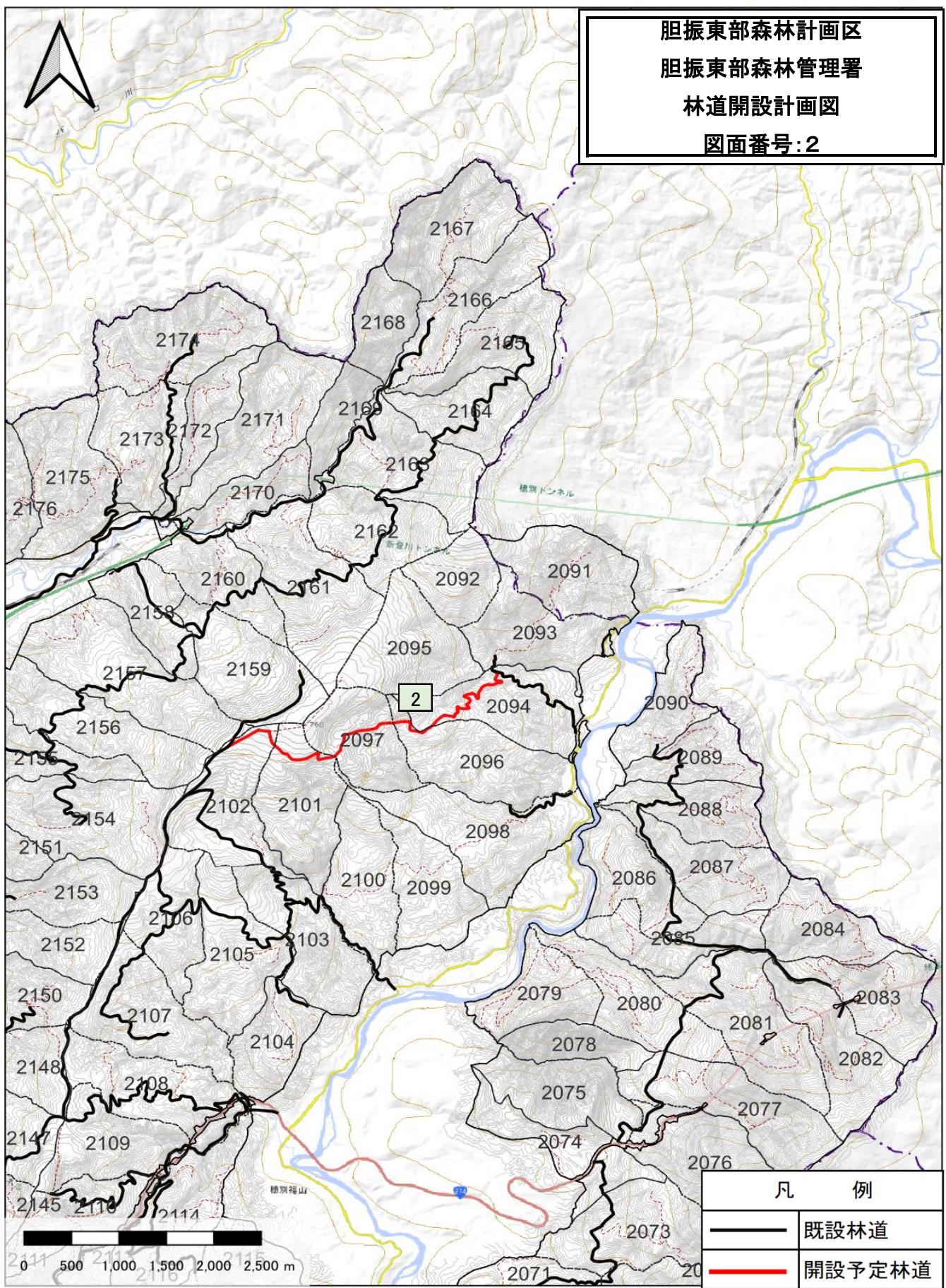


胆振東部森林計画区 胆振東部森林管理署 林道開設計画図 圖面番号: 1

図面番号: 1



胆振東部森林計画区
胆振東部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:2



胆振東部森林計画区
胆振東部森林管理署
林道開設計画図

図面番号:3

